

名古屋市告示第167号

指定公金事務取扱者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 243条の 2第 1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定しましたので、同条第 2項の規定に基づき告示します。

令和 8年 4月 1日

名古屋市長 広 沢 一 郎

1 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地

自転車等保管場所の名称	指定公金事務取扱者
吹上自転車等保管場所	名古屋市中川区八熊二丁目 1番11号 株式会社日本メカトロニクス 代表取締役 北村 博人
五反田自転車等保管場所	
八筋自転車等保管場所	
宿跡自転車等保管場所	
中根自転車等保管場所	
千年自転車等保管場所	
神宮自転車等保管場所	
富船自転車等保管場所	
港明自転車等保管場所	
新守山自転車等保管場所	
大将ヶ根自転車等保管場所	

上社自転車等保管場所	
平針自転車等保管場所	
六反自転車等保管場所	名古屋市西区新福寺町一丁目57番地
栄自転車等保管場所	蔦井株式会社 代表取締役社長 熊田 光男

- 2 指定公金事務取扱者に委託した徴収に関する事務に係る歳入
 名古屋市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和63年名古屋市条例第40号）第14条第1項に規定する費用

- 3 指定公金事務取扱者に係る指定をした日
 令和8年3月4日

- 4 指定公金事務取扱者に委託した日
 令和8年4月1日

名古屋市緑政土木局路政部自転車利用課